

業務概要

目的

港区では平成19年に「港区交通バリアフリー基本構想(全体構想)」を策定し、その後5ヶ所の重点整備地区ごとの基本構想を平成21年度までに策定したが、特定事業計画期間(平成27年度)が経過すること、多様な利用者からの更なるバリアフリー整備への要望に応えるために、事業計画を見直すと共に基本構想の改定を行うこととした。

概要

2013年度はバリアフリー整備の評価を確認するために高齢者、障害手帳所持者、子育て世帯を対象に区民アンケート(1,575通配布、有効回答624通、回収率42%)を実施した。また、現地の進捗状況を踏査すると共に、事業者からバリアフリー整備状況の報告と新たな整備計画について把握した。

バリアフリー法の改正と基本方針の改正(平成23年)、ユニバーサルデザインの考え方の導入、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取組み、更にバリアフリー整備された社会資産を有効に使うための「心のバリアフリー」を進めるために、新たに「心のバリアフリー特定事業」を位置づけた。

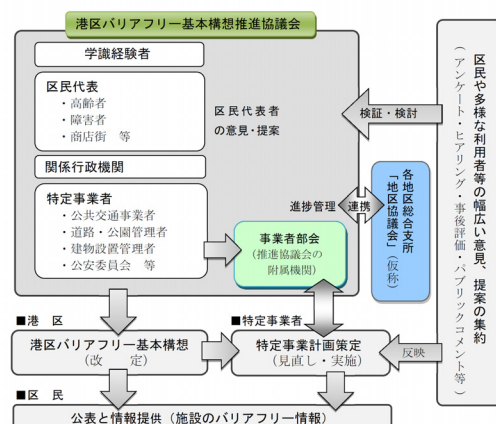
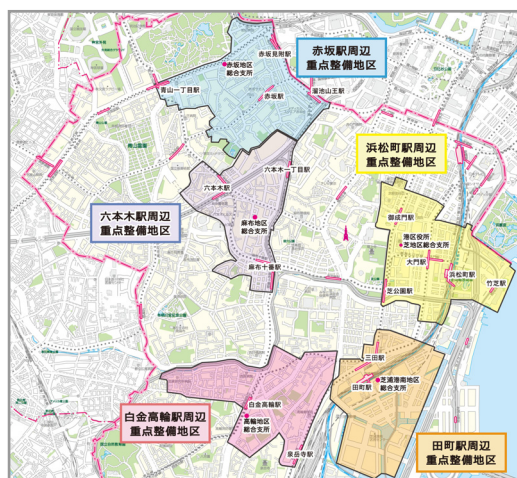
これらの検討を反映させて、2014年9月「港区バリアフリー基本構想(改定版)」を策定した。

検討過程 / 基本構想の概要

バリアフリー基本構想(改定版)の概要



上：基本構想(改定版)
右：5ヶ所の重点整備地区



上：基本構想の推進体制

心のバリアフリー特定事業

『心のバリアフリー推進事業』などの取組、「情報のバリアフリーの推進」「ボランティア等地域活動への支援」3点を事業対象として挙げている。

検討過程での当事者参加の例

公共的な階段整備や横断歩道の歩車道境界について当事者参加で体験し、検討した。

